

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 7 月 30 日
【発行者の名称】	株式会社アイビスホールディングス (IBIS HOLDINGS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永江 榮司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目15番12号 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の【最寄りの連絡場所】で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中東区泉二丁目27番14号
【電話番号】	(052)526-1590(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪田 寛生
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アイビスホールディングス https://www.ibisholdings.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月	2024年4月	2025年4月	2026年4月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	404,505	505,648	689,920	894,558	1,094,078
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	15,773	△14,873	47,952	25,576	45,761
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	3,465	△24,166	32,079	2,511	35,284
中間包括利益又は包括利益 (千円)	3,465	△24,166	32,079	2,511	35,284
純資産額 (千円)	126,947	101,826	193,357	125,993	161,277
総資産額 (千円)	545,709	529,132	911,151	571,057	736,830
1株当たり純資産額 (円)	141.21	113.27	215.08	140.15	179.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間 (当期) 純利益又は 1株当たり中間純損失 (△) (円)	3.85	△26.88	35.68	2.79	39.25
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.3	19.2	21.2	22.1	21.9
自己資本利益率 (%)	2.8	△21.2	18.1	2.0	24.6
株価収益率 (倍)	337.3	—	36.4	465.3	33.1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,561	△32,311	34,469	9,102	25,276
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△60,896	△29,498	△35,394	△129,278	△87,680
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	50,746	△6,553	132,312	75,621	98,390
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高 (千円)	197,546	99,340	335,076	167,703	203,689
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	76 (20)	68 (36)	103 (31)	74 (13)	109 (48)

- (注) 1. 第6期及び第7期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第6期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第5期及び第5期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第6期中間期の株価収益率については、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く) は、期中平均人員数を () 外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援サービス事業	103(31)
合計	103(31)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4（1）	45.7	3.4	6,110

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援サービス事業	4（1）
合計	4（1）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループの業績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次の通りであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調を維持いたしました。しかしながら、中東情勢の緊張が急速に高まったことで、原油やエネルギー価格の急騰、物流網の混乱が生じるなど、景気の下振れリスクが意識されました。

障害者福祉分野におきましては、2024年4月の障害福祉サービス等報酬改定から2年が経過し、新制度への対応や効率的な事業運営の確立が本格化する重要な局面となりました。しかし、2026年の春季生活闘争における3年連続5%超の歴史的な賃上げや、産業界全体での深刻な人手不足を背景に、福祉人材の確保・定着に向けた競争は一段と激化しております。加えて、エネルギー価格や物価の上昇に伴う事業運営コストの高騰も続いており、総じて先行き予断を許さない経営環境で推移いたしました。

このような環境のもと当社グループでは、主軸となる就労継続支援B型におきまして、手厚い支援員の配置とより質の高い支援をもとに、月間における1日当たり利用者数のアベレージが目標としておりました300名超を達成する等、拡大する就労支援ニーズに幅広く対応できる事業所を展開してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は689,920千円（前年同期比36.4%増）、営業利益は44,602千円（前年同期は営業損失11,722千円）、経常利益は47,952千円（前年同期は経常損失14,873千円）、親会社株主に帰属する中間純利益は32,079千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失24,166千円）となりました。

なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて131,386千円増加し、335,076千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は34,469千円（前年同期は32,311千円の資金の使用）となりました。これは、棚卸資産の増加額30,486千円等により資金が減少した一方、税金等調整前中間純利益の計上48,043千円に加え、減価償却費の計上10,701千円、仕入債務の増加額8,764千円等により資金が増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は35,394千円（前年同期は29,498千円の資金の使用）となりました。これは主として差入保証金の差入による支出33,883千円、有形固定資産の取得による支出3,652千円等により資金が減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は132,312千円（前年同期は6,553千円の資金の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出27,088千円により資金が減少した一方、長期借入れによる収入160,000千円により資金が増加したこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における事業別販売実績を示すと、次の通りであります。

事業名	当中間連結会計期間 (自2025年11月1日 至2026年4月30日)	前年同期比 (%)
就労継続支援B型事業 (千円)	516,480	112.8
施設外作業所事業 (千円)	160,919	404.6
その他 (千円)	12,520	156.1
合計 (千円)	689,920	136.4

(注) 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自2024年11月1日 至2025年4月30日)		当中間連結会計期間 (自2025年11月1日 至2026年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
国民健康保険団体連合会	424,994	84.0	484,484	70.2

3【対処すべき課題】

2026年1月30日の発行情報公表後、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している以下の主要なリスクが発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新株予約権の行使によるリスクについて

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権(以下、「ストック・オプション」という。)を付与しておりますが、これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(2) 有利子負債の依存度について

当社グループでは、営業活動の運転資金を主として金融機関からの借入等により調達しているため、総資産額に占める有利子負債の割合は高い水準にあります。このため、当社グループの経営成績は将来の金利変動により影響を受ける可能性があります。

有利子負債依存の状況は、次の通りであります。

	2024年10月期	2025年10月期	2026年10月期中間
総資産額（千円）	571,057	736,830	911,151
有利子負債合計（千円）	313,891	418,281	550,593
有利子負債依存度（％）	55.0	56.8	60.4

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次の通りであります。

当社は、2020年10月に設立されましたが、当中間連結会計期間において、期間業績比較を行うための十分な財務情報取得していると判断したため、前連結会計年度の発行者情報に記載した「(14) 社歴が浅いことについて」は消滅しております。

また、当社子会社でありました株式会社HUGアイビスが連結範囲から除外されたため、前連結会計年度の発行者情報に記載した「(20) 飲食店運営上のリスクについて」は消滅しております。

㈱東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連

結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再
建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対
象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場
合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書
面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公
認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報
告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、
法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手
続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合と
は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続
を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲
げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない
整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難で
ある旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分
の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲
から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部
分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関
する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額
が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として
本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及び
それを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でな
いと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)
又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止し
た場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当
該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとし乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとし乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとし乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとし乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは関東東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を関東東京証券取引所に通知しなければならない。

<担当F-Adviserとの契約について>

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月11日にフィリップ証券㈱との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はF-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつ

た場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
 - ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
 - ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
 - ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて153,632千円増加し、587,362千円となりました。

これは、現金及び預金が131,386千円、商品が30,486千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて20,688千円増加し、323,789千円となりました。

これは、建物及び構築物（純額）が4,019千円、車両運搬具（純額）が2,383千円減少したものの、差入保証金が33,306千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて174,321千円増加し、911,151千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて39,747千円増加し、330,544千円となりました。

これは主として、1年内返済予定の長期借入金が29,874千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて102,494千円増加し、387,250千円となりました。

これは主として、長期借入金が103,038千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて142,241千円増加し、717,794千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて32,079千円増加し、193,357千円となりました。

これは、親会社株主に帰属する中間純利益32,079千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年7月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,596,000	2,697,000	899,000	899,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数100株
計	3,596,000	2,697,000	899,000	899,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2025年2月14日取締役会決議

	当中間連結会計期間末現在 (2026年4月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年2月14日 至 2037年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本繰入額 650 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった

場合

- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、3,600万円を超えてはならない。

(注) 2 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記※に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

※本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記※1及び下記※2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

※1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- ②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金1,300円とする。

※2 行使価額の調整

- ①当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ②当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日※と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日※までとする。

※本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 1 本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記※に準じて決定する。

※本新株予約権の取得

- ①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- ②当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記※に準じて決定する。

※本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年11月1日～ 2025年4月30日	—	899,000	—	49,900	—	—

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社旺司ライフワーク (注)	岐阜県岐阜市北一色1-10-5	839,000	93.33
株式会社PROUD WORKS	愛知県名古屋市瑞穂区汐路町2-10-4	40,000	4.45
桂新堂株式会社	愛知県名古屋市熱田区金山町1-5-4	10,000	1.11
ZenPro NEXT VISION株式会社	茨城県水戸市城南1-3-31 RHビル1F	8,000	0.89
アクアプレコン株式会社	神奈川県川崎市高津区溝口1-15-3 ブランドズのロレジデンス1201号室	1,000	0.11
甲斐ふく	愛知県名古屋市中区	1,000	0.11
計	—	899,000	100.00

(注) 株式会社旺司ライフワークは当社代表取締役永江榮司の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 899,000	8,990	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	899,000	—	—
総株主の議決権	—	8,990	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年11月から2026年4月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2026年1月30日付の発行情報公表日後、本中間発行情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社の中間連結財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年11月1日から2026年4月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	203,689	335,076
売掛金	196,668	193,725
商品	2,146	32,632
貯蔵品	1,892	1,061
前払費用	24,499	19,145
その他	4,834	5,720
流動資産合計	433,730	587,362
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	57,751	53,731
車両運搬具（純額）	5,576	3,192
工具、器具及び備品（純額）	15,142	14,749
土地	18,361	18,286
有形固定資産合計	96,831	89,960
無形固定資産		
のれん	16,311	14,567
ソフトウェア	5,007	4,295
無形固定資産合計	21,318	18,862
投資その他の資産		
長期前払費用	20,441	19,975
長期貸付金	37,272	37,272
差入保証金	110,581	143,888
繰延税金資産	10,945	8,120
その他	5,708	5,708
投資その他の資産合計	184,950	214,965
固定資産合計	303,100	323,789
資産合計	736,830	911,151

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,442	14,207
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	48,012	77,886
未払金	84,996	85,913
未払費用	12,550	9,856
未払法人税等	12,094	13,111
未払消費税等	4,901	6,853
預り金	11,461	12,806
賞与引当金	9,265	1,915
その他	2,073	7,993
流動負債合計	290,797	330,544
固定負債		
長期借入金	264,469	367,507
長期未払金	4,600	4,000
預り保証金	1,000	1,000
資産除去債務	14,686	14,743
固定負債合計	284,755	387,250
負債合計	575,552	717,794
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,900	49,900
資本剰余金	40,000	40,000
利益剰余金	71,377	103,457
株主資本合計	161,277	193,357
純資産合計	161,277	193,357
負債純資産合計	736,830	911,151

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年11月1日 至2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年11月1日 至2026年4月30日)
売上高	505,648	689,920
売上原価	332,080	445,105
売上総利益	173,568	244,815
販売費及び一般管理費	※ 185,291	※ 200,213
営業利益又は営業損失(△)	△11,722	44,602
営業外収益		
受取利息	69	397
補助金収入	2,091	300
助成金収入	31	3,963
不動産収入	1,650	2,475
その他	623	393
営業外収益合計	4,466	7,529
営業外費用		
支払利息	1,666	3,139
賃貸原価	—	1,016
持分法による投資損失	5,497	—
その他	452	23
営業外費用合計	7,616	4,179
経常利益又は経常損失(△)	△14,873	47,952
特別利益		
固定資産売却益	—	90
子会社株式売却益	4,172	—
特別利益合計	4,172	90
特別損失		
固定資産除却損	640	—
特別損失合計	640	—
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△11,342	48,043
法人税、住民税及び事業税	13,716	13,138
法人税等調整額	△892	2,825
法人税等合計	12,824	15,963
中間純利益又は中間純損失(△)	△24,166	32,079
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△24,166	32,079

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年11月 1 日 至2025年 4 月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年11月 1 日 至2026年 4 月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△24,166	32,079
中間包括利益 (内訳)	△24,166	32,079
親会社株主に係る中間包括利益	△24,166	32,079

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)	△11,342	48,043
減価償却費	9,635	10,701
のれん償却額	583	1,698
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,654	△7,350
受取利息	△69	△397
支払利息	1,666	3,139
補助金収入	△2,091	△300
助成金収入	△31	△3,963
固定資産売却益	—	△90
固定資産除却損	640	—
子会社株式売却益	△4,172	—
持分法による投資損益 (△は益)	5,497	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△24,811	2,942
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,406	△30,486
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,955	4,295
未払金の増減額 (△は減少)	32,421	917
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,918	1,952
預り金の増減額 (△は減少)	1,963	1,344
仕入債務の増減額 (△は減少)	△117	8,764
その他	△22,165	4,114
小計	△12,367	45,324
利息の受取額	58	397
利息の支払額	△1,668	△3,395
補助金の受取額	2,091	300
助成金の受取額	31	3,963
法人税等の支払額	△20,457	△12,121
営業活動によるキャッシュ・フロー	△32,311	34,469
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,671	△3,652
無形固定資産の取得による支出	△877	△500
有形固定資産の売却による収入	—	2,485
差入保証金の差入による支出	△9,650	△33,883
差入保証金の回収による収入	3,275	156
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出	△17,573	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,498	△35,394
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	10,000	160,000
長期借入金の返済による支出	△16,553	△27,088
割賦債務の返済による支出	—	△600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,553	132,312
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△68,362	131,386
現金及び現金同等物の期首残高	167,703	203,689
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 99,340	※ 335,076

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
役員報酬	25,300千円	26,250千円
給料手当及び賞与	17,538	12,641
賞与引当金繰入額	394	417
退職給付費用	1,320	1,560
採用教育費	13,387	8,504
租税公課	21,377	23,147
支払手数料	19,654	15,170
支払報酬料	15,340	24,038
業務委託費	13,644	36,080
減価償却費	6,118	5,404
のれん償却額	583	1,698

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
現金及び預金勘定	99,340千円	335,076千円
現金及び現金同等物	99,340	335,076

(セグメント情報等)

当社グループは、就労支援サービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

のれんの償却額は583千円、未償却残高は583千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が219千円あります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

のれんの償却額は1,698千円、未償却残高は14,438千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が128千円あります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

(単位：千円)

	就労継続支 援B型事業	施設外作業 所事業	その他	計
一時点で移転される財	457,854	39,774	8,019	505,648
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	457,854	39,774	8,019	505,648
外部顧客との売上高	457,854	39,774	8,019	505,648

当中間連結会計期間（自 2025年11月1日 至 2026年4月30日）

(単位：千円)

	就労継続支 援B型事業	施設外作業 所事業	その他	計
一時点で移転される財	516,480	160,919	12,520	689,920
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	516,480	160,919	12,520	689,920
外部顧客との売上高	516,480	160,919	12,520	689,920

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	△26円88銭	35円68銭

(注) 1. 前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△24,166千円	32,079千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△)	△24,166千円	32,079千円
普通株式の期中平均株式数	899,000株	899,000株

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年7月15日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の概要

(1) 分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が当社株式により投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 分割の方法

2026年7月31日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式の総数	899,000株
今回の分割により増加する株式数	899,000株
分割後の発行済株式の総数	1,798,000株
分割後の発行可能株式総数	7,192,000株

(4) 分割の日程

基準日広告日	2026年7月16日（木曜日）
基準日	2026年7月31日（金曜日）
効力発生日	2026年8月3日（月曜日）

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	△13円44銭	17円84銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	—	—

(注) 当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また希薄化を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(6) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2026年8月3日以後に行行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	1,300円	650円

2. 株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、2026年7月15日付の取締役会において、会社法第184条第2項の規定に基づ

き、2026年8月3日（月曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,596,000</u> 株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,192,000</u> 株とする。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 7 月 29 日

株式会社アイビスホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

小 室 豊 和

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

杉 江 明 俊

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの 2025 年 11 月 1 日から 2026 年 10 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 11 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の 2026 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 7 月 29 日

株式会社アイビスホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

小室 豊和

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

杉江 明俊

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 127 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの 2025 年 11 月 1 日から 2026 年 10 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 11 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の 2026 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上